

強制労働の廃止に関する条約 (ILO 第 105 号条約)

1. 採択年と批准国数

本条約は、1957 年 ILO（国際労働機関）第 40 回総会で採択された。2015 年 4 月現在の既批准国は 171 カ国である。

2. 条約の概要

- 本条約は、政治的な見解を抱き、又は発表することに対する制裁、労働規律の手段、同盟罷業（ストライキ）に参加したことに対する制裁等としての強制労働（懲役刑を含む。）を禁止することで、強制労働を廃止することを目的としている。
- 具体的には、下記の 5 つの手段、制裁又は方法としての強制労働を廃止することが求められている。
 - ① 政治的な圧制若しくは教育の手段又は、政治的な見解若しくは既存の政治的、社会的若しくは経済的制度に思想的に反対する見解をいだき、若しくは発表することに対する制裁
 - ② 経済的発展の目的のために、労働力を動員し、及び利用する方法
 - ③ 労働規律の手段
 - ④ 同盟罷業に参加したことに対する制裁としての強制労働
 - ⑤ 人種的、社会的、国民的又は宗教的差別待遇の手段

強制労働の廃止に関する条約（第 105 号）

国際労働機関の総会は、

理事会によりジュネーブに招集されて、千九百五十七年六月五日にその第四十回会期として会合し、

この会期の議事日程の第四議題である強制労働問題を審議し、

千九百三十年の強制労働に関する条約の諸規定に留意し、

千九百二十六年の奴隷条約が、強制労働が奴隷制度に類似する状態に発展することを防止するために必要なすべての措置を執るべきことを規定していること、並びに千九百五十六年の奴隷制度、奴隷取引並びに奴隷制度に類似する制度及び慣行の廃止に関する補足条約が、負債奴隷制及び農奴制の完全な廃止を規定していることに留意し、

千九百四十九年の賃金保護条約が、賃金は定期的に支払われるべきことを規定し、かつ、労働者からその雇用を終止する事実上の機会を奪う支払方法を禁止していることに留意し、

国際連合憲章に掲げられ、かつ、世界人権宣言に述べられている、人間としての権利の侵害となるある種類の強制労働の廃止に関し、さらに提案を採択することを決定し、

この提案が国際条約の形式をとるべきであることを決定したので、

次の条約（引用に際しては、千九百五十七年の強制労働廃止条約と称することができる）を千九百五十七年六月二十五日に採択する。

第一条

この条約を批准する国際労働機関の各加盟国は、次に掲げる手段、制裁又は方法としてのすべての種類の強制労働を禁止し、かつ、これを利用しないことを約束する。

- (a) 政治的な圧制若しくは教育の手段又は、政治的な見解若しくは既存の政治的、社会的若しくは経済的制度に思想的に反対する見解をいだき、若しくは発表することに対する制裁
- (b) 経済的発展の目的のために、労働力を動員し、及び利用する方法
- (c) 労働規律の手段
- (d) 同盟罷業に参加したことに対する制裁
- (e) 人種的、社会的、国民的又は宗教的差別待遇の手段

第二条

この条約を批准する国際労働機関の各加盟国は、前条に明記する強制労働の即時の、かつ、完全な廃止を確保するために効果的な措置を執ることを約束する。

第三条

この条約の正式の批准は、登録のため国際労働事務局長に通知する。

第四条

- 1 この条約は、国際労働機関の加盟国でその批准が事務局長に登録されたもののみを拘束する。
- 2 この条約は、二の加盟国の批准が事務局長に登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。
- 3 その後は、この条約は、いずれの加盟国についても、その批准が登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

第五条

- 1 この条約を批准した加盟国は、この条約が最初に効力を生じた日から十年を経過した後は、登録のため国際労働事務局長に送付する文書によってこの条約を廃棄することができる。その廃棄は、登録された日の後一年間は効力を生じない。
- 2 この条約を批准した加盟国で、1に定める十年の期間が満了した後一年以内にこの条に規定する廃棄の権利を行使しないものは、更に十年間拘束を受けるものとし、その後は、十年の期間が満了するごとに、この条に定める条件に従ってこの条約を廃棄することができる。

第六条

- 1 国際労働事務局長は、国際労働機関の加盟国から通知を受けたすべての批准及び廃棄の登録をすべての加盟国に通告する。
- 2 事務局長は、通知を受けた二番目の批准の登録を国際労働機関の加盟国に通告する際に、この条約が効力を生ずる日につき加盟国の注意を喚起する。

第七条

国際労働事務局長は、国際連合憲章第百二条の規定による登録のため、前諸条の規定に従って登録されたすべての批准及び廃棄の完全な明細を国際連合事務総長に通知する。

第八条

国際労働機関の理事会は、必要と認めるときは、この条約の運用に関する報告を総会に提出するものとし、また、この条約の全部又は一部の改正に関する問題を総会の議事日程に加えることの可否を検討する。

第九条

- 1 総会がこの条約の全部又は一部を改正する条約を新たに採択する場合には、その改正条約に別段の規定がない限り、
 - (a) 加盟国によるその改正条約の批准は、その改正条約の効力発生を条件として、第五条の規定にかかわらず、当然にこの条約の即時の廃棄を伴う。
 - (b) 加盟国による批准のためのこの条約の開放は、その改正条約が効力を生ずる日に終了する。

- 2 この条約は、これを批准した加盟国で 1 の改正条約を批准していないものについては、いかなる場合にも、その現在の形式及び内容で引き続き効力を有する。

第十条

この条約の英文及びフランス文は、ひとしく正文とする。

強制労働ニ関スル条約（第 29 号）

国際労働機関ノ総会ハ

国際労働事務局ノ理事会ニ依リジュネーブニ招集セラレ千九百三十年六月十日ヲ以テ其ノ第十四回会議ヲ開催シ

右会議ノ会議事項ノ第一項目ノ一部タル強制労働ニ関スル提案ノ採択ヲ決議シ且

該提案ハ国際条約ノ形式ニ依ルベキモノナルコトヲ決定シ

国際労働機関ノ締盟国ニ依リ批准セラルルガ為国際労働機関憲章ノ規定ニ從ヒ千九百三十年六月二十八日千九百三十年ノ強制労働条約ト称セラルベキ左ノ条約ヲ採択ス

第一条

- 1 本条約ヲ批准スル国際労働機関ノ各締盟国ハ能フ限り最短キ期間内ニ一切ノ形式ニ於ケル強制労働ノ使用ヲ廃止スルコトヲ約ス
- 2 右完全ナル廃止ノ目的ヲ以テ強制労働ハ経過期間中公ノ目的ノ為ニノミ且例外ノ措置トシテ使用セラルコトヲ得尤モ以下ニ定メラルル条件及保障ニ從フモノトス
- 3 本条約ノ効力ノ発生ヨリ五年ノ期間満了シ且国際労働事務局ノ理事会ガ後ニ掲ゲラルル第三十一条ニ定メラルル報告ヲ作成スルニ当リ右理事会ハ更ニ経過期間ヲ設クルコトナクシテ一切ノ形式ニ於ケル強制労働ヲ廃止スルコトヲ得ルヤ否ヤ及本問題ヲ総会ノ会議事項ニ掲グルコトノ望マシキヤ否ヤヲ審議スベシ

第二条

- 1 本条約ニ於テ「強制労働」ト称スルハ或者ガ処罰ノ脅威ノ下ニ強要セラレ且右ノ者ガ自ラ任意ニ申出デタルニ非ザル一切ノ労務ヲ謂フ
- 2 尤モ本条約ニ於テ「強制労働」ト称スルハ左記ヲ包含セザルベシ
 - (a) 純然タル軍事の性質ノ作業ニ対シ強制兵役法ニ依リ強要セラルル労務
 - (b) 完全ナル自治国ノ国民ノ通常ノ公民義務ヲ構成スル労務
 - (c) 裁判所ニ於ケル判決ノ結果トシテ或者ガ強要セラルル労務尤モ右労務ハ公ノ機関ノ監督及管理ノ下ニ行ハルベク且右ノ者ハ私ノ個人、会社若ハ団体ニ雇ハレ又ハ其ノ指揮ニ服セザル者タルベシ
 - (d) 緊急ノ場合即チ戦争ノ場合又ハ火災、洪水、飢饉、地震、猛烈ナル流行病若ハ家畜流行病、獸類、虫類若ハ植物ノ害物ノ侵入ノ如キ災厄ノ若ハ其ノ虞アル場合及一般ニ住民ノ全部又ハ一部ノ生存又ハ幸福ヲ危殆ナラシムル一切ノ事情ニ於テ強要セラルル労務
 - (e) 輕易ナル部落ノ労務ニシテ該部落ノ直接ノ利益ノ為部落民ニ依リ遂行セラレ從テ該部落民ノ負フベキ通常ノ公民義務ト認メラレ得ルモノ尤モ部落民又ハ其ノ直接ノ代表者ハ右労務ノ必要ニ付意見ヲ求メラルルノ権利ヲ有スルモノトス

第三条

本条約ニ於テ「権限アル機関」ト称スルハ本国ノ機関又ハ関係地域ニ於ケル最高中央機関ヲ謂フ

第四条

- 1 権限アル機関ハ私ノ個人、会社又ハ団体ノ利益ノ為強制労働ヲ課シ又ハ課スルコトヲ許可スルコトヲ得ズ
- 2 一ノ締盟国ニ依ル本条約ノ批准ガ国際労働事務局長ニ依リ登録セラルル日ニ於テ私ノ個人、会社又ハ団体ノ利益ノ為ノ右強制労働ガ存在スル場合ニハ当該締盟国ハ本条約ガ右締盟国ニ対シ効力ヲ発生スル日ヨリ右強制労働ヲ完全ニ廃止スベシ

第五条

- 1 私ノ個人、会社又ハ団体ニ与ヘラルル免許ハ右私ノ個人、会社又ハ団体ガ利用シ又ハ取引スル生産物ノ生産又ハ蒐集ノ為ノ如何ナル形式ノ強制労働ヲモ生ゼシムルコトヲ得ズ
- 2 右強制労働ヲ生ゼシムル規定ヲ包含スル免許ガ存在スル場合ニハ本条約第一条ニ適合スル為右規定ハ能フ限り速ニ廃止セラルベシ

第六条

行政庁ノ職員ハ其ノ責任ノ下ニ在ル住民ニ何等カノ形式ノ労働ニ従事スルコトヲ奨励スルノ職務ヲ有スル場合ニモ該住民ノ全部又ハ其ノ中ノ何人カニ対シ私ノ個人、会社又ハ団体ノ為ニ労働セシムル為強制ヲ加フルコトヲ得ズ

第七条

- 1 行政上ノ職務ヲ行ハザル首長ハ強制労働ヲ使用スルコトヲ得ズ
- 2 行政上ノ職務ヲ行フ首長ハ権限アル機関ノ明示ノ許可ヲ得テ強制労働ヲ使用スルコトヲ得尤モ本条約第十条ノ規定ニ従フモノトス
- 3 適法ニ認メラレタル首長ニシテ他ノ形式ニ於テ適当ノ報酬ヲ受ケザルモノハ個人ノ労務ヲ使用スルコトヲ得尤モ適当ノ規則ニ従フベク且濫用ヲ防止スル為一切ノ必要ナル措置ガ執ラルベキモノトス

第八条

- 1 強制労働ヲ使用スルノ一切ノ決定ニ付テノ責任ハ関係地域ニ於ケル最高民政機関ニ存スベシ
- 2 尤モ右機関ハ労働者ノ其ノ平常ノ居所ヨリノ移転ヲ伴ハザル強制労働ヲ強要スルノ権限ヲ最高地方機関ニ委任スルコトヲ得右機関ハ職務執行中ノ行政庁ノ職員ノ移動ヲ容易ナラシムル為及政府貯蔵品ノ運送ノ為労働者ノ其ノ平常ノ居所ヨリノ移転ヲ伴フ強制労働ヲ強要スルノ権限ヲモ本条約第二十三条ニ定メラルル規則ニ規定セラルルコトアルベキ期間ニ付及条件ニ従ヒ最高地方機関ニ委任スルコトヲ得

第九条

本条約第十条ニ別ニ定メラルル場合ノ外強制労働ヲ強要スルノ権限アル機関ハ右労働ノ使用ヲ決定スルニ先チ左記ヲ確ムベシ

- (a) 為サルベキ労務ガ之ヲ為スコトヲ要求セラルル部落ニ対シ重要ナル直接ノ利益ヲ有スルモノナルコト

- (b) 右労務が現ニ又ハ急迫ニ必要ナルモノナルコト
- (c) 右労務ヲ遂行スル為、類似ノ労務ニ付関係地区ニ於テ通常行ハルルモノヨリ不利ナラザル賃金率及労働条件ノ提供ニ依ル任意労働ヲ得ルコト不可能ナリシコト並ニ
- (d) 利用シ得ベキ労力及現在ノ住民ノ右労務ヲ行フ能力ヲ考慮シ右労務が過重ノ負担ヲ右住民ニ対シ課セザルコト

第十条

- 1 租税トシテ強要セラルル強制労働及行政上ノ職務ヲ行フ首長ニ依リ公共事業ノ遂行ノ為使用セラルル強制労働ハ漸次廃止セラルベシ
- 2 右廃止ニ至ル迄、強制労働ガ租税トシテ強要セラルル場合及強制労働ガ行政上ノ職務ヲ行フ首長ニ依リ公共事業ノ遂行ノ為使用セラルル場合ニ於テハ関係機関ハ先ズ左記ヲ確ムベシ
 - (a) 為サルベキ労務ガ之ヲ為スコトヲ要求セラルル部落ニ対シ重要ナル直接ノ利益ヲ有スルモノナルコト
 - (b) 右労務が現ニ又ハ急迫ニ必要ナルモノナルコト
 - (c) 利用シ得ベキ労力及現在ノ住民ノ右労務ヲ行フ能力ヲ考慮シ右労務が過重ノ負担ヲ右住民ニ対シ課セザルコト
 - (d) 右労務ガ労働者ノ其ノ平常ノ居所ヨリノ移転ヲ伴ハザルコト
 - (e) 右労務ノ遂行ガ宗教、社会生活及農業ノ要求ニ従ヒ指導セラルベキコト

第十一条

- 1 推定年齢十八歳以上四十五歳以下ノ強壮ナル成年男子ノミ強制労働ニ徴集セラルルコトヲ得本条約第十条ニ定メラルル種類ノ労働ニ付テノ外左ノ制限及条件ニ従フベシ
 - (a) 関係者ガ伝染病ニ罹リ居ラザルコト並ニ右ノ者ガ所要労務ニ及其ノ遂行条件ニ身体上適スルコトヲ行政庁ニ依リ任命セラルル医師ガ可能ナル一切ノ場合ニ予メ決定スルコト
 - (b) 学校ノ教師及生徒並ニ一般行政庁ノ職員ヲ除外スルコト
 - (c) 各部落ニ於テ家族生活及社会生活ニ欠クベカラザル強壮ナル成年男子ノ数ヲ維持スルコト
 - (d) 夫婦及家族ノ関係ヲ尊重スルコト
- 2 前項(c)ノ適用ニ付テハ本条約第二十三条ニ定メラルル規則ハ一時ニ強制労働ニ徴集セラレ得ベキ常住ノ強壮ナル成年男子ノ割合ヲ定ムベシ尤モ常ニ右割合ハ如何ナル場合ニ於テモ二十五「パーセント」ヲ超ユルコトヲ得ズ右割合ヲ定ムルニ当リ権限アル機関ハ人口ノ密度、住民ノ社会上及身体上ノ発達、季節並ニ関係者ガ其ノ地方ニ於テ自己ノ為遂行スルコトヲ要スル作業ヲ斟酌スベク且一般ニ関係部落ノ日常生活ノ経済上及社会上ノ必要ヲ考慮スベシ

第十二条

- 1 或者ガ十二月ノ一期間ニ於テ一切ノ種類ノ強制労働ニ徴集セラレ得ベキ最長期間ハ労務場所ニ往復スルニ要スル期間ヲ含ミ 60 日ヲ超ユルコトヲ得ズ
- 2 強制労働ガ強要セラルル各労働者ハ其ノ完了シタル右労働ノ期間ヲ示セル証明書ヲ交付セラルベシ

第十三条

- 1 強制労働が強要セラルル者ノ平常ノ労働時間ハ任意労働ニ付通常行ハルルモノト同一タルベク且平常ノ労働時間ヲ超ユル労働時間ハ任意労働ニ付スル超過時間ニ付通常行ハルル率ニ於テ報酬ヲ与ヘラルベシ
- 2 一週一日ノ休日ハ何レカノ種類ノ強制労働が強要セラルル一切ノ者ニ対シ与ヘラルベク且右ノ日ハ関係地域又ハ関係地方ニ於ケル伝統又ハ慣習ニ依リ定メラルル日ト能フ限り合致スベシ

第十四条

- 1 本条約第十条ニ定メラルル強制労働ヲ除キ一切ノ種類ノ強制労働ハ勞力ガ使用セラルル地方又ハ勞力ガ徴集セラルル地方ノ何レカニ於テ類似ノ勞務ニ付通常行ハルル率（其ノ何レガ高キヲ問ハズ）ヨリ低カラザル率ニ於テ現金ヲ以テ報酬ヲ与ヘラルベシ
- 2 首長ニ依リ其ノ行政上ノ職務ノ執行上使用セラルル勞力ニ付テハ前項ノ規定ニ依ル賃銀ノ支払ハ能フ限り速ニ採用セラルベシ
- 3 賃銀ハ各労働者ニ各別ニ支払ハルベク且其ノ部落ノ首長又ハ他ノ権力者ニ支払ハルベカラズ
- 4 賃銀支払ニ付テハ勞務場所ヘノ旅行ノ往復ニ要スル日数ハ勞務日数トシテ計算セラルベシ
- 5 本条ハ日常ノ糧食ガ賃銀ノ一部トシテ与ヘラルルコトヲ妨ゲザルベク右糧食ハ其ノ相当スト認メララルル金額ト少クトモ同価値タルベシ尤モ賃銀ヨリノ控除ハ租税ノ支払ノ為ニモ、作業ノ特殊ナル状態ノ下ニ労働者ヲ其ノ勞務ヲ行フニ適スル状態ニ於テ維持スル為労働者ニ供給セラルル特殊ノ食物、被服若ハ宿泊ノ為ニモ又ハ工具類ノ供給ノ為ニモ為サルルコトヲ得ズ

第十五条

- 1 労働者ノ労働ニ基因スル災害又ハ疾病ニ対スル労働者補償ニ関スル法令又ハ規則及死亡シ又ハ無能力ト為リタル労働者ノ被扶養者ノ為ノ補償ヲ規定スル法令又ハ規則ニシテ関係地域ニ於テ実施セラレ又ハ実施セラルベキモノハ強制労働が強要セラルル者及任意労働者ニ均シク適用セラルベシ
- 2 労働者ニシテ其ノ労働ニ基因スル災害又ハ疾病ニ依リ自己ヲ養フコトガ全部又ハ一部不能ト為レル者ノ生計ヲ確保シ及其ノ労働ニ基因スル無能力又ハ死亡ノ場合ニ於テ右労働者ガ實際ニ扶養スル者ノ生活ヲ確保スル措置ヲ執ルハ何レノ場合ニ於テモ労働者ヲ強制労働ニ使用スル機関ノ義務タルベシ

第十六条

- 1 特殊ノ必要ノ場合ノ外強制労働が強要セラルル者ハ食物及氣候ガ其ノ慣レタルモノト著シク異ルガ為其ノ健康ヲ害スルガ如キ地方ニ移送セラレザルベシ
- 2 如何ナル場合ニ於テモ右労働者ノ移送ハ右労働者ヲ其ノ状態ニ適合セシメ且其ノ健康ヲ保障スル為必要ナル衛生及宿泊ニ関スル一切ノ措置ガ嚴格ニ施サレ得ルニ非ザレバ許可セラルルコトヲ得ズ
- 3 右移送ガ避ケ得ラレザル場合ニハ権限アル医師ノ勧告ニ基キ食物及氣候ノ新シキ状態ニ漸次慣レシムル措置ヲ執ルベシ
- 4 右労働者ガ其ノ慣レザル規則正シキ労働ヲ為スコトヲ要求セラルル場合ニ於テハ其ノ規則正シキ労働ニ慣ルルコトヲ確保スル為特ニ漸進的訓練、労働時間、休憩時間ノ設定及必要ナルコトアルベキ食物ノ増加又ハ改善ニ関シ措置ヲ執ルベシ

第十七条

労働者ガ労務場所ニ長期間留ルコトヲ必要ナラシムル建設又ハ保存ノ事業ノ為強制労働ヲ使用スルコトヲ許可スルニ先チ権限アル機関ハ左記ヲ確ムベシ

- (1) 労働者ノ健康ヲ保障シ且必要ナル医療ヲ確保スル為一切ノ必要ナル措置ガ執ラルルコト就中(a)労働者ガ労務開始ニ先チ及労務期間中一定ノ期間毎ニ医学的検査ヲ受クルコト(b)一切ノ要求ニ応ズル為必要ナル薬局、病舎、病院及設備ト共ニ充分ナル医員ガ存在スルコト及(c)労務場所ノ衛生状態並ニ飲料水、食糧、燃料、炊事道具及必要アル場合ノ住居及被服ノ供給ガ満足ナルコト
- (2) 労働者ノ生計ヲ確保スル為特ニ、労働者ノ要求ニ基キ又ハ其ノ同意ヲ得テ安全ナル方法ヲ以テ賃銀ノ一部ヲ家族ニ送付スルコトヲ容易ナラシムコトニ依リ右生計ヲ確保スル為一定ノ措置ヲ執ルコト
- (3) 労働者ガ労務場所ニ往復スル旅行ハ行政庁ノ費用ヲ以テ且其ノ責任ノ下ニ為サルベク右行政庁ハ利用シ得ベキ一切ノ運送方法ヲ最完全ニ使用スルコトニ依リ右旅行ヲ容易ナラシムベキコト
- (4) 一定期間ノ労働不能ヲ生ゼシムル疾病又ハ災害ノ場合ニ於テハ労働者ガ行政庁ノ費用ヲ以テ送還セラルルコト
- (5) 労働者ニシテ其ノ強制労働ノ期間満了ノ際任意労働者トシテ留ルコトヲ欲スルコトアルベキモノガ其ノ無料ニテ送還セラルルノ権利ヲ 2 年間喪失スルコトナクシテ之ヲ許可セラルルコト

第十八条

- 1 人又ハ貨物ノ運送ノ為ノ強制労働例ヘバ運搬夫又ハ船頭ノ労働ハ能フ限り最短キ期間内ニ廃止セラルベシ右廃止ニ至ル迄ハ権限アル機関ハ就中左記ヲ定ムル規則ヲ公布スベシ(a)右労働ガ職務執行中ノ行政庁ノ職員ノ移動ヲ容易ナラシムル為若ハ政府貯蔵品ノ運送ノ為又ハ極メテ緊急ナル必要ノ場合ニ於テ職員以外ノ者ノ運送ノ為ノミニ使用セラルベキコト(b)右ニ使用セラルル労働者ガ医学的検査ノ可能ナル場合ニハ身体上適スト医学上証明セラルベキコト及右医学的検査ノ実行シ難キ場合ニハ右労働者ヲ使用スル者ガ労働者ガ身体上適スル者ニシテ且伝染病ニ罹リ居ラザルコトヲ確保スルノ責任ヲ負フベキコト(c)右労働者ガ運搬スルコトヲ得ベキ最大荷重(d)右労働者ガ其ノ家庭ヨリノ徴集セラルルコトアルベキ最大距離(e)労働者ガ其ノ家庭ニ帰還スルニ要スル日数ヲ含ミ一月又ハ他ノ期間ニ付其ノ徴集セラルルコトアルベキ最大日数並ニ(f)此ノ種ノ強制労働ヲ要求シ得ル者及右ノ者ガ之ヲ要求シ得ル限度
- 2 前項(c)、(d)及(e)ニ掲ゲラルル最大限度ヲ定ムルニ当リ権限アル機関ハ当該労働者ガ徴集セラルル住民ノ身体上ノ発達、労働者ガ旅行スルコトヲ要スル地方ノ性質及気候状態ヲ含ム一切ノ関係要素ヲ考慮スベシ
- 3 権限アル機関ハ運搬セラルベキ重量及通行セラルベキ距離ノミナラズ道路ノ性質、季節及他ノ一切ノ関係要素ヲモ考慮スベキモノト解シ右労働者ノ通常ノ日程ガ平均一日八時間労働ニ相当スル距離ヲ超エザルベキコト並ニ通常ノ日程ヲ超ユル行程時間ガ課セラルル場合ニハ右労働者ハ普通率ヨリモ一層高キ率ニ於テ報酬ヲ与ヘラルベキコトヲ尚規定スベシ

第十九条

- 1 権限アル機関ハ飢饉又ハ食糧品ノ欠乏ニ対スル用意ノ手段トシテノミ且常ニ食糧又ハ生産物ガ之ヲ

生産スル個人又ハ部落ノ所有ニ帰スベキコトノ条件ノ下ニミ強制耕作ヲ使用スルコトヲ許可スベシ

2 本条ハ生産ガ法令又ハ慣習ニ基キ部落ヲ基本トシテ組織セラレ且生産物又ハ其ノ販売ヨリ生ズル利益ガ該部落ノ所有ニ帰スル場合ニハ法令又ハ慣習ニ基キ該部落ニ依リ要求セラルル労務ヲ遂行スルノ該部落民ノ義務ヲ解除スルモノト解セラルルコトヲ得ズ

第二十条

部落ガ其ノ部落民ノ或者ニ依リ犯サルル犯罪ニ対シ罰セラルルコトアルベキ団体処罰法令ハ処罰手段ノ一トシテノ部落ニ依ル強制労働ニ関スル規定ヲ包含スルコトヲ得ズ

第二十一条

強制労働ハ鉱山ニ於ケル地下労働ノ為使用セラルルコトヲ得ズ

第二十二条

本条約ヲ批准スル締盟国ガ其ノ本条約ノ規定ノ実施ノ為執リタル措置ニ関シ国際労働機関憲章第二十二条ノ規定ニ従ヒ国際労働事務局ニ提出スルコトヲ約スル年報ハ各関係地域ニ付強制労働ガ該地域ニ於テ使用セラレタル程度、之ガ使用セラレタル目的、疾病及死亡ノ率、労働時間、賃銀支払方法及賃銀率ニ関スル能フ限り完全ナル情報並ニ他ノ一切ノ関係情報ヲ包含スベシ

第二十三条

- 1 本条約ノ規定ノ実施ノ為権限アル機関ハ強制労働ノ使用ヲ規律スル完全且精細ナル規則ヲ公布スベシ
- 2 右規則ハ就中強制労働ガ強要セラルル者ヲシテ労働条件ニ関スル一切ノ異議ヲ当該機関ニ申立ツルコトヲ得シメ及右異議ガ審査セラレ且考慮セラルルコトヲ確保スル規定ヲ包含スベシ

第二十四条

任意労働ノ監督ノ為設ケラレタル現在ノ労働監督機関ノ権限ヲ強制労働ノ監督ニ及ブ様拡張スルコトニ依リ又ハ他ノ何等カノ適当ナル方法ニ依リ強制労働ノ使用ヲ規律スル規則ガ厳格ニ実施セラルルコトヲ確保スル為一切ノ場合ニ於テ適当ナル措置ヲ執ルベシ右労働ガ強要セラルル者ニ右規則ヲ知悉セシムルコトヲ確保スル為ノ措置ヲモ亦執ルベシ

第二十五条

強制労働ノ不法ナル強要ハ刑事犯罪トシテ処罰セラルベク又法令ニ依リ科セラルル刑罰ガ真ニ適当ニシテ且厳格ニ実施セラルルコトヲ確保スルコトハ本条約ヲ批准スル締盟国ノ義務タルベシ

第二十六条～第三十三条

(最終条項であるため以下略)